

# 利用契約書

殿と（以下利用者という）花みずき（以下事業者という）は、事業者が利用者に対して提供する介護サービスについて、次の通り契約いたします。

## 第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護サービスを介護保険法令の趣旨にしたがって提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う。

## 第2条（契約の期間及び満了）

- この契約期間は、契約の日から利用者の要介護認定または要介護認定日の有効期間満了日までとする。
- 契約期間満了の3日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合契約は自動更新されるものとする。
- 利用者は7日前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができる。ただし、利用者の急変、急な入院などやむをえない事情がある場合は、7日前でもこの契約を解約することができる。
- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。
  - 利用者が他の介護施設に入所した場合
  - 利用者の要介護認定が非該当（自立）と認定された場合
  - 利用者が死亡した場合

## 第3条（契約の解約）

- 利用者は1週間の予告期間において文書を持って、この契約を解約することができる。ただし、利用者の急病による入院などやむをえない事情がある場合は予告期間が1週間以内でも契約を解約することができる。

- 2、 **指定地域密着型通所介護事業所**はやむおえない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができる。
  
- 3、 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができる。
  - ア、 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  
  - イ、 事業者が守秘義務に反した場合
  
  - ウ、 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  
  - エ、 事業者が破産した場合
  
- 4、 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができる。
  - ア、 利用者のサービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払いす様催促したにもかかわらず7日以内に支払わない場合
  
  - イ、 利用者が正当な理由なくサービスの中止をたびたび繰り返した場合、または、利用者の入院もしくは病気により2ヶ月以上にわたりサービスを利用出来ない状態であることが明らかになった場合

#### **第4条（地域密着型通所介護計画）**

事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の地域密着型通所介護計画を作成するものとする。また、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて地域密着型通所介護計画を作成し、その内容について利用者及びその家族に等に説明し、文書をもって同意を得るものとする。

#### **第5条（運営規程の遵守）**

事業者は、事業者が定める運営規程に従い、必要な人員を配して、利用者に対しても本契約に基づくサービスを提供する。

